

衆議院議員 畑野君枝先生 ご質問事項

(1) 受入企業が技能実習生に対して「他の実習生をユニオンに勧誘しないように」ということは、労働組合法第7条に違反しており「人権を著しく侵害する行為」と考えるが、技能実習制度ではこのような受入企業は不適正としないのか。

(答)

労働組合への加入や勧誘を禁じる行為があった場合は、当該行為の態様や程度について調査を行い、上陸基準省令「技能実習1号イ」の項第18号の表二及び「技能実習1号ロ」の項第16号の表二（いずれも「人権を著しく侵害する行為」）への該当性及び当該行為が技能実習の適正な実施を妨げたものか否かについて、関係資料を検討した上で判断することになります。

(2) 労働基準法第94条は「寄宿舍に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。」として「外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること」を禁じている（寄則4条）。技能実習生に対して外泊を禁止し、繰り返し外泊を拒否したことは不正にならないのか。また「申請し許可を得ること」とすれば認められるか。

(答)

技能実習生の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為は、人権侵害につながりかねないものであり、ご指摘の「技能実習生に対して外泊を禁止し、繰り返し外泊を拒否」する行為があった場合は、当該行為の態様や程度について調査を行い、上陸基準省令「技能実習1号イ」の項第18号の表二及び「技能実習1号ロ」の項第16号の表二への該当性及び当該行為が技能実習の適正な実施を妨げたものか否かについて、関係資料を検討した上で判断することになります。

また、事業附属寄宿舍規程4条1号は、労働基準法94条に規定する「労働者の私生活の自由」を侵害する行為として、「外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること。」を禁止していることに照らせば、事業の附属寄宿舍に寄宿する場合のみならず、これに該当しない宿舎に居住する場合にあっても、技能実習生が外泊をする際に「申請し許可を得ること」とする場合は人権侵害行為として上記不正行為に該当し得るものとなりますので、上記同様に検討して判断することとなります。

(※)「寄宿舍」とは、用意した宿舎に居住させ、共同生活（便所、炊事場、浴室等が共同で、一緒に食事する等）を行っている場合が該当します。各自に個室が与えられ、各部屋に便所、炊事場、浴室等が備わっている場合には、共同生活とは見なされず、寄宿舍には該当しません。

(3) 技能実習制度には寮の確保が義務づけられており、寮費については「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に「控除する額は実費を超えてはなりません」とされています。またこの実費についてJITCOのガイドラインに「宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはならない」「一戸の住宅を複数の技能実習生に貸与して

いる場合の一人当たりの寄舎費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはならない」としています。

① 会社が所有する寮の場合の実費とはどのようなものを含めるのか。

(答)

「実費」とは、実際に要する費用を意味するものですが、実際に要する額が必ずしも明らかでない場合があります。このような場合にあっては、物件の構造や築年数はもちろんのこと、共用部分の状況など、諸般の事情を総合的に考慮した上で、社会通念上著しく不当であるか否かを判断することとしています。

② 所得税法では、「賃貸料相当額」として次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- ・ (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- ・ 12円 × (その建物の総床面積(平方メートル) ÷ 3.3(平方メートル))
- ・ (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

寮費が、この「賃料相当額」を人数で除した額の2倍を上回る場合でも「実費を超える」ことにならないか。

(答)

「実費」を判断する上で、所得税法の「賃貸料相当額」が、ひとつの判断要素にはなりますが、その他の諸般の事情も踏まえて総合的に判断されるものであり、必ずしも「賃料相当額」に拘束されるものではありません。

③ 会社のいう「実費」が同面積の近隣アパート最高額の2倍を超える場合でも実費として認めるのか。

(答)

先に説明差し上げたとおり、「実費」は諸般の事情を踏まえて総合的に判断されるものですから、同面積の近隣にあるアパートの家賃最高額の2倍であることのみをもって、直ちに、その宿舎費が「実費」相当額を明らかに超えていると判断することはできません。

④ 同面積のマンションが近隣にない場合、総床面積で除した金額が近隣の最高級マンションの2倍を超えた場合でも「実費」として認めるのか。

(答)

「実費」を判断する上で、「総床面積で除した金額」を近隣のアパート等と比較することは、ひとつの判断要素にはなりますが、その他の諸般の事情も踏まえて総合的に判断されるものですから、必ずしも「総床面積で除した金額」に拘束されるものではありません。